



材料部会 部会奨励賞表彰細則

2018年7月20日 2018年度材料部会運営小委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、「材料部会規約」第1条および第3条ならびに「部会・連絡会・支部表彰制度規程」(0110) 第1条に基づき、材料部会の部会奨励賞（以下、「部会賞」という）について定めるものである。

(趣旨)

第2条 原子力材料分野における発展や進歩を促すことを目的とし、材料部会に属する正会員または学生会員の中から当該分野において顕著な貢献をした個人またはグループ（法人団体を含む）に対し、部会賞を授与する。

(部会賞の種類、対象)

第3条 部会賞として以下の賞を設ける。

- 2 材料部会功績賞：原子力材料分野の発展に対する顕著な貢献および功績が認められる研究者個人を対象とする。毎年1名程度とする。
- 3 材料部会若手優秀賞：原子力材料分野の研究、技術開発等において積極的かつ優れた活動をおこなっている若手研究者個人を対象とする。毎年3名程度とする。
- 4 材料部会 Best Figure 賞：原子力材料分野に関する発表において、学術的に興味深く、かつ華麗な Figure を示した個人またはグループを対象とする。毎年3件程度とする。

(判定基準)

第4条 受賞の判定基準は以下の通りとする。

- 2 受賞の対象となる研究または技術開発等が、過去も含め他の受賞の対象となった研究と重複していないこと。
- 3 材料部会功績賞については、原子力材料分野の発展に対する顕著な貢献および功績が認められること。
- 4 材料部会若手優秀賞については、研究または技術開発等の成果を学術雑誌、国際会議、日本原子力学会「春の年会」または「秋の大会」等で発表していること、かつ受賞対象者を筆頭著者として査読つきの学術雑誌に一報以上掲載されていること。受賞年度の4月1日時点での満39歳以下であること。
- 5 材料部会 Best Figure 賞については、審査対象は、原則として学術雑誌、国際会議、日本原子力学会「春の年会」または「秋の大会」等で発表された図表または写真であって、学術的に興味深くかつ華麗であること。

(選考小委員会)

- 第5条 選考は選考小委員会を設置しておこなう。
- 2 選考小委員会委員長は材料部会部会長が原則担う。
 - 3 選考小委員会は選考小委員会委員長、副部会長、国内学術小委員会委員長、庶務幹事、および選考小委員会委員長の指名するその他の運営小委員会委員若干名で構成することを原則とする。
 - 4 応募者またはグループと利害関係のある者は該当する賞の選考に加わることはできない。

(選考方法)

- 第6条 選考は以下の方法でおこなう。
- 2 運営小委員会は、材料部会員および学生会員を対象として部会賞の公募をおこなう。公募の方法は次に定める。
 - 3 選考小委員会は、応募者およびグループの中から受賞候補者を選考する。
 - 4 部会長は選考結果を承認し、受賞者を決定する。

(公募方法)

- 第7条 部会賞の公募は、運営小委員会が担当し、材料部会ホームページ等を通じて周知する。
- 2 部会賞への応募は自薦または他薦とし、所定様式（別添）に基づいて応募書類を作成し、これを材料部会部会長に提出する。
 - 3 部会賞推薦書の様式、公募時期、表彰状および副賞等の詳細については、運営小委員会において定める。

(選考結果の通知、表彰)

- 第8条 受賞者には決定後速やかに結果を通知する。
- 2 部会賞受賞者の表彰式は部会全体会議にておこない、表彰状等を贈呈する。

(選考結果報告)

- 第9条 選考小委員会は、選考過程および選考結果を理事会へ報告する。

(改定)

- 第10条 本細則の改定は、運営小委員会が決定し、材料部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

(その他)

- 第11条 本細則で定められていない事項については、運営小委員会で協議し定める。

附則

- 1 平成24年3月20日 第24回材料部会全体会議制定、同日施行
- 2 改定履歴

- ① 平成 21 年 1 月 「日本原子力学会材料部会 部会表彰要領」として制定
- ② 平成 23 年 9 月 22 日 第 23 回材料部会全体会議改定
- ③ 平成 24 年 3 月 20 日 学会管理の内規に変更、第 24 回材料部会全体会議制定
- ④ 平成 27 年 9 月 11 日 第 31 回材料部会全体会議承認、平成 27 年 12 月 14 日 第 2 回部会等運営委員会報告、平成 28 年 1 月 26 日 第 6 回理事会報告
- ⑤ 平成 28 年 3 月 26 日 「材料部会奨励賞表彰細則」に変更 平成 27 年度第 4 回材料部会運営小委員会承認、平成 28 年 3 月 27 日 第 32 回材料部会全体会議報告、平成 28 年 4 月 15 日 部会等運営委員会メール報告、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告
- ⑥ 平成 30 年 1 月 19 日 「材料部会奨励賞表彰細則」を「材料部会 部会賞表彰細則」に変更 平成 29 年度第 3 回材料部会運営小委員会改定
- ⑦ 平成 30 年 2 月 9 日 材料部会運営小委員会メール改定、平成 30 年 3 月 26 日 第 34 回材料部会全体会議報告
- ⑧ 2018 年 7 月 20 日 細則名ならびにそれに伴う 3 賞名を見直し 材料部会運営小委員会メール改定、2018 年 7 月 25 日 材料部会メール報告、2018 年 8 月 23 日 部会等運営委員会メール報告、2018 年 9 月 27 日 第 3 回理事会報告

附則

- 1 平成 27 年 9 月 11 日承認の内規は、材料部会全体会議承認の日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 26 日承認の細則は、材料部会運営小委員会承認の日から施行する。
- 3 2018 年 7 月 20 日承認の細則は、材料部会員全体への報告の日から施行する。